無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年八月二十三日

一、墳墓等所在地　岐阜県岐阜市大字今川字神明二〇八番地一

一、墳墓等の名称　河合墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　岐阜県岐阜市今川一八四番地一　河合墓地管理委員会　委員長　河合　徹

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十九条第二項の規定による尾張都市計画事業一宮伝法寺土地区画整理事業の左記一の者に対する仮換地の使用又は収益の開始について（通知）は、送付すべき場所を確知することができないので同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付にかえて通知の内容を左記二、調書の内容を左記三のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名　鈴木　良禅

住所　愛知県丹羽郡丹陽村大字伝法寺二六四一番地

二、通知の内容

一宮伝組発第二八九三号

平成二十四年八月二十二日

一宮伝法寺土地区画整理組合

理事長　植田　鐐平

（二四六）鈴木　良禅　様

仮換地の使用又は収益の開始について（通知）

平成二十三年八月二十二日付一宮伝組発第二七七〇号で指定した仮換地のうち次の仮換地について、使用又は収益を開始することができる日を左記のとおり定めたので、土地区画整理法第九十九条第二項の規定により、通知します。

記

㈠　仮換地の使用又は収益を開始することのできる日

平成二十四年九月一日

㈡　仮換地の使用又は収益を開始することができる仮換地

調書のとおり

三、調書の内容

名寄番号二四六

街区番号	十三	画地番号　二ノ一
街区番号	十三	画地番号　二ノ二
街区番号	十三	画地番号　三ノ三
街区番号	十三	画地番号　三ノ四

以　上

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、一宮市長に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができます。

平成二十四年八月二十三日

愛知県一宮市丹陽町伝法寺字西雨野二二四

六番地二　一宮伝法寺土地区画整理組合

理事長　植田　鐐平

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十九条第二項の規定による尾張都市計画事業一宮伝法寺土地区画整理事業の左記一の者に対する仮換地の使用又は収益の開始について（通知）は、送付すべき場所を確知することができないので同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付にかえて通知の内容を左記二、調書の内容を左記三のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名　三輪　貞助

住所　不明

二、通知の内容

一宮伝組発第二八九三号

平成二十四年八月二十二日

一宮伝法寺土地区画整理組合

理事長　植田　鐐平

（三五三）三輪　貞助　様

仮換地の使用又は収益の開始について（通知）

平成八年十一月二十二日付一宮伝組発第三九六号で指定した仮換地のうち次の仮換地について、使用又は収益を開始することができる日を左記のとおり定めたので、土地区画整理法第九十九条第二項の規定により、通知します。

記

㈠　仮換地の使用又は収益を開始することのできる日

平成二十四年九月一日

㈡　仮換地の使用又は収益を開始することができる仮換地

調書のとおり

三、調書の内容

名寄番号三五三

街区番号	一四七	画地番号　十九
街区番号	一四七	画地番号　二十

以　上

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、一宮市長に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができます。

平成二十四年八月二十三日

愛知県一宮市丹陽町伝法寺字西雨野二二四

六番地二　一宮伝法寺土地区画整理組合

理事長　植田　鐐平

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年八月二十三日

東京都千代田区神田錦町三丁目二番地

株式会社千代田印刷会館

代表取締役　青木　宏至

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
石黒　平吉 東京都千代田区神田神保町二―四〇	普通株式四株	新乙第〇六六～〇六九
有明印刷㈱ 東京都新宿区山吹町一八〇	普通株式一〇株	普通株式六〇株
㈲金井信生堂 東京都千代田区東福田町一	普通株式六〇株	普通株式二〇株
関東印刷㈲ 東京都千代田区神田多町二―四	普通株式二〇株	普通株式一〇株
㈾協和印刷所 東京都千代田区鎌倉町七	普通株式一〇株	普通株式二〇株
㈱競馬研究所 東京都千代田区三崎町二―六―六	普通株式二〇株	普通株式一五株
㈱圭文社 東京都千代田区神田神保町二―九	普通株式一五株	普通株式五株
八千代印刷㈱ 埼玉県川口市大字小谷場五三〇	普通株式一〇〇株	普通株式六株
㈲工文社印刷所 東京都千代田区神田錦町三―二	普通株式六株	普通株式一五株
百瀬　実 東京都千代田区三崎町二―四	普通株式一五株	普通株式一〇株
三協美術印刷㈱ 東京都品川区北品川五―七―一七	普通株式一〇株	普通株式一〇株
佐藤　専六 東京都千代田区神田佐久間町四―一	普通株式一〇株	普通株式一〇〇株
佐藤　正敏 東京都千代田区神田司町二―一一	普通株式一〇〇株	普通株式一〇〇株
清水　長晃 東京都新宿区高田馬場四丁目九―一六	普通株式一〇〇株	普通株式一〇〇株

	新乙第〇六一～〇六五	新甲第一二九
	A第二一八～二二七	A第三八二
	新乙第〇五五～〇六〇	A第二三八～二四七